

平成 20 年度政策評価書(事後評価)

担当部局：男女共同参画局

評価実施時期：平成 21 年 8 月

政策分野：男女共同参画政策

政策	男女共同参画社会の形成の促進
基本目標	女性も男性もすべての個人が、喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」の形成を促進する。
評価方式	実績評価方式

1 政策の概要

(1) 政策の背景・必要性

我が国における男女共同参画社会の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取組とも連動しながら、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

急速に進む少子高齢化や社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するためには、女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが必要である。

(2) 主な施策の概要

ア 男女共同参画に関する普及・啓発

男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。

本施策では、地方公共団体等と連携した各種啓発事業、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施、研修による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。

イ 国際交流・国際協力の促進

女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の指針の国内への浸透を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた国際交流、国際協力を促進するため、国際交流を通じた企業におけるトップマネジメントセミナーの開催や、国際的動向に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信

を行うほか、各種国際会議に積極的に出席し、各国代表との意見交換等を行う。

ウ 男女共同参画基本計画（第2次）の推進

男女共同参画基本計画（第2次）では、12の重点分野を掲げ、それぞれについて、平成32年までを見通した施策の基本的方向と平成22年度末までに実施する具体的施策の内容を示している。同計画に基づき、政府一体となって総合的かつ計画的な男女共同参画社会実現のための施策の推進を図る。

エ 女性に対する暴力の根絶に向けた取組

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。特に、女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。

オ 女性のチャレンジ支援

平成15年6月に男女共同参画推進本部において決定された「女性のチャレンジ支援策の推進について」を受け、様々な分野において女性が政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指すとともに、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げることや、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジを推進するための総合的な支援策を講じる。

(3) 主な施策の予算額

(単位：百万円)

主な施策	平成18年度	平成19年度	平成20年度
男女共同参画に関する普及・啓発	124	142	136
国際交流・国際協力の促進	21	33	33
男女共同参画基本計画（第2次）の推進	—	—	—
女性に対する暴力の根絶に向けた取組	63	65	79
女性のチャレンジ支援	113	111	87

(4) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 162 回国会施政方針演説	平成 17 年 1 月 21 日	女性がその能力を発揮し、新しい事業の展開や地域づくりなど、あらゆる分野でチャレンジできるように支援
第 166 回国会施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	女性の活躍は国の新たな活力の源です。意欲と能力のある女性が、あらゆる分野でチャレンジし、希望に満ちて活躍できるよう、働き方の見直しやテレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進します。子育てしながら早期の再就職を希望する方に対し、マザーズハローワークでの就職支援を充実します。
第 168 回国会施政方針演説	平成 19 年 10 月 1 日	女性も男性もすべての個人が、喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向け、取り組みます。
第 169 回国会施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	特に女性の参画が進んでいない分野に重点を置いて、女性の働く意欲を引き出すことができるよう、「男女共同参画社会」の実現に向け戦略的に取り組んでまいります。

2 政策評価の結果

(1) 目標の達成状況

指標	18 年度	19 年度	20 年度	達成度
アー① 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」及び「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートの肯定的な評価の割合	— —	70% 70%	70%以上 76%	目標以上の成果を達成できた
アー② 内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数	— 月 32,000 件	月 30,000 件 月 33,000 件	月 32,000 件以上 月 32,000 件	目標を達成できた
イー① 「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議等への出席回数	4 回 4 回	4 回 5 回	4 回 5 回	目標以上の成果を達成できた

指標	18年度	19年度	20年度	達成度
イー② 国際シンポジウム・セミナーのアンケートにおいて肯定的な評価の割合	— —	80%以上 83.3%	80%以上 82.5%	目標以上の成果を達成できた
ウ 男女共同参画基本計画（第2次）に盛り込まれた施策の推進状況の確認	—	—	男女共同参画白書の取りまとめによる施策の推進状況の確認 結果は後述	達成できた
エー① 「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」におけるアンケートにおいて「良かった」とする評価の割合	50%以上 基礎:92.4% 応用:90.7% 管理職:88.1%	50%以上 基礎:88.7% 応用:91.0% 管理職:84.5%	50%以上 基礎:93.3% 応用:91.7% 管理職:83.0%	目標以上の成果を達成できた
エー② DV全国会議における参加者アンケートにおいて「有益だった」とする評価の割合	— —	— —	50% 85.7%	目標以上の成果を達成できた
エー③ 女性に対する暴力に関するポスター等の配布箇所数	— —	— —	全地方公共団体 全地方公共団体	達成できた
オ 社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合	—	—	30%程度 （平成32年度） 結果は後述	達成に向けて一部進展があった
カ 女子高校生に対する理工系への進路選択支援のための啓発事業におけるアンケートの肯定的な評価の割合	—	—	50%以上 94.1%	目標以上の成果を達成できた

（2）平成20年度に目標年度を迎えた指標に係る目標の達成状況

平成20年度に目標とされた9指標のうち、「①目標以上の成果を達成できた」ものが6指標、「②達成できた」ものが3指標であり、すべての指標について目標を達成できた。

(3) 目標の達成状況の分析

ア 男女共同参画に関する普及・啓発

広報誌や各種パンフレット、啓発用 DVD、ホームページ上での情報提供・収集等、多様な媒体を活用して、分かりやすい広報啓発活動を展開することができた。また、各種表彰を行うことで、ロールモデルを提示するとともに、国民の関心を高めることができた（資料1）。

このうち、広報誌については、配布先にアンケートを実施したところ、好意的な評価が80%以上（回答数250件）であった（資料2）。ホームページにおいては、より分かりやすく使いやすいデザインを目指して、コンテンツを工夫しており、前年度とほぼ同レベルのアクセス数を得た。

広報誌等の紙資料の印刷及び梱包・発送については、引き続き一般競争入札を行い、業務の効率的な実施を図った。ホームページの運営については、一般競争入札を行って、引き続き外部に業務委託を行うことで効率的な実施に努めた。

特に男女共同参画週間等の期間中は、地方自治体より幅広い広報活動の実施に対する要望及び各種広報資料の充実の要望が多く、今後、各種媒体を通じた広報啓発活動をより積極的に実施する必要がある。

イ 国際交流・国際協力の促進

国際会議への出席については、日本の施策を海外に積極的に紹介するとともに、海外の取組指針・事例や動向等について聴取し、国内に紹介し、浸透を図るよう努めている。こうした会議の成果はホームページ、メールマガジン、局広報誌等への掲載のほか、一般の方を対象にした「聞く会」等で紹介・普及に努めている（資料3）。また、我が国の取組発信については、APECや国際会議の場で発言・紹介するなど、積極的に我が国の取組の広報に努めてきたところである。このように国際的な取組の国内への取り入れ、浸透を図ることに貢献してきたほか、英文冊子（「Women and Men in Japan 2009」）を通じて我が国の男女共同参画に関する施策・取組等を海外に発信している。同冊子の作成に当たっては、企画競争を実施することによって、経費削減を図るとともに質の高い成果物を効率的に作成することに努めた。

国際シンポジウム・セミナーについては、スウェーデンとのジョイントセミナーにおいて、両国の施策・取組事例の共有等を通じて活発な議論を行う等、有益な経験の共有を図ることができた。

ジョイントセミナーのアンケートでは、「加害者・被害者の視点両方で考えることができ、大変勉強になった」「暴力、男女共同参画、人権の関連を理解でき、DV・家庭内暴力に対する理解も深まった」「男女共同参画のためには様々な課題がありDVも重要な問題と認識できた」という意見が見られた。

ウ 男女共同参画基本計画（第2次）の推進

平成20年2月に、計画に盛り込まれた事項の取組状況及び今後の実施予定について、計画の中間フォローアップ調査を行った。

計画に盛り込まれた施策については、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、配偶者暴力防止法の改正等、法・制度の整備について進展がみられた。また、政策・方針決定過程への女性の参画についても、国家公務員新規採用者や審議会委員の女性割合等目標を設定して取り組んでいるものについては、比較的高くなっている。さらに計画において重点分野とされている様々な分野において男女共同参画の取組が進んでいる。

しかしながら、国際的に見るとジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の順位は下位にとどまっており、固定的役割分担意識も依然根強い。今後は女性の活躍が期待されいながら参画が進んでいない分野に焦点を当てた取組等を行うとともに、男女共同参画の視点を国民の間に定着させるために、行政のみならず各種の民間団体との連携を強化する必要がある。

エ 女性に対する暴力の根絶に向けた取組

女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害する社会的問題であることから、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力の下、「女性に対する暴力をなくす運動」のポスター・リーフレット（資料4）を全国の地方公共団体に配布したほか、地下鉄等国民の目に止まりやすい場所への掲示に努め、効果的な広報を行った（資料5、資料6）。

地方公共団体における相談業務の質の向上を図るため、地方公共団体の相談担当者を対象として、経験年数等の別に、基礎セミナー、応用セミナー、管理職セミナーを実施した結果、各参加者それぞれ、「自身の役割に必要な知識・情報を得ることができた」「具体的な事例に即した実用的な内容で参考になった」等の感想が多く見られ、各参加者の8～9割から「良かった」との評価を得た。

また、セミナーの実施について、一般競争入札を行って外部に業務委託をし、円滑かつ効率的な実施に努めた。

配偶者からの暴力防止と被害者支援に係る必要な情報の共有、官民連携の更なる強化を図るため、官民の担当者が一堂に会する会議を開催した結果、参加者には「全国から官民の担当者が集まる場は有意義である」「他の自治体や民間の先進的な取組を知ることができ、参考になった」等の感想が多く見られ、参加者の8割以上から「有益だった」との評価を得た。また、会議の実施について、一般競争入札を行って外部に業務委託をし、効率的な実施に努めた。

オ 女性のチャレンジ支援

「2020年30%」の目標（社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待）の達成に向けて、各分野の管理職等に占める女性割合の調査・公表等を通じて、意識啓発に努めている。特に、女性国家公務員の採用・登用の拡大等については、各府省に登用目標値の設定等女性国家公務員の採用・登用の拡大等に積極的に取り組むよう要請しており、女性国家公務員のI種試験採用者が着実に増加する等の成果が見られる。

女性のチャレンジ賞（男女共同参画担当大臣表彰）を通じた身近なロールモデルの提示、情報収集を幅広く行い、その成果についてはインターネット、パンフレット等により提供しており、様々な分野における女性のチャレンジに寄与している（資料7）。特に、理工系分野に関心を持つ女子高生・学生が進路として主体的に選択することを支援するため、シンポジウムを開催した。

カ 総合的な評価

男女共同参画に関する普及・啓発や、国際交流・国際協力の促進については、目標を堅実に達成している。また、女性に対する暴力や、女性のチャレンジ支援に関する啓発事業については、参加者の満足度が目標を大幅に上回るものとなっている。

「2020年30%」の目標については、達成に向けて一定の進展が見られたが、今後さらなる取組が必要である。

3 課題と今後の取組方針

（1）政策全体の課題と今後の取組方針

男女共同参画社会の実現のためには、国民各界・各層の幅広い理解を得ることが重要である。しかしながら、現状は若年層や男性の参画が不十分であることから、広報・啓発活動においても、それらの層を対象とした取組を行っていく必要がある。

また、女性に対する暴力の根絶に向けた取組においても、一層効果的な広報・啓発活動を行う必要がある。

地方公共団体や民間団体、国際機関等との連携を一層強化しつつ、幅広い層を取り込む形で男女共同参画の推進に取り組んでいきたい。

（2）主な施策の課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
・男女共同参画に関する普及・啓発 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」及び「男女共同参画フォーラム」の質の向上を図るとともに、積極的な参加を検討する。	予算要求	現行予算を継続
	事務の改善等	必要に応じて、適時・適切な改善を行う。

課題	今後の取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画に関する普及・啓発 男女共同参画ホームページの維持・管理の更なる効率化を図る。 	予算要求	平成 22 年度は予算の拡充を予定
	事務の改善等	<p>現行のウェブサーバーを内閣本府のウェブサーバーに移行する作業を行い、平成 23 年度以降、男女共同参画ホームページのサーバー等の機器賃貸借及び維持・管理についても、内閣本府で一元化を行うこととしており、更なる効率化を図っていく。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流・国際協力の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画に関する国際会議等については、諸外国の取組について情報収集を行うとともに、我が国政府の取組を積極的に発信するため、引き続き出席する。また、平成 22 年は我が国が APEC の議長国を務めるため、男女共同参画に関する APEC 会合を日本で開催する。 ・ 国際シンポジウム・セミナーの実施については、有益な経験の共有を図るため、今後とも継続して実施する。 	予算要求	<p>平成 22 年度は予算の拡充を予定 ※APEC 関連会合を日本で開催することに伴う。</p>
	事務の改善等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画に関する国際会議に出席するとともに、平成 22 年度は APEC 会合を日本で開催する。 ・ 男女共同参画に関する有益な経験を得るため、国際シンポジウム・セミナーを開催する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画（第 2 次）の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も、各府省における施策の実施状況のフォローアップ等を通じて、男女共同参画基本計画（第 2 次）を着実に推進する。 ・ また、計画の改定に向け、検討を進める。 	予算要求	—
	事務の改善等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画白書において関係府省に対し、施策の進捗状況を調査する。 ・ 計画改定に向け、フォローアップを行うとともに、有識者等の意見を踏まえた検討を進める。

課題	今後の取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力の根絶に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する広報啓発活動を推進する。 ・女性に対する暴力の防止及び被害者支援について、官民連携の更なる強化等施策の充実を図る。 	予算要求	現行予算を継続
	事務の改善等	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層に対し、将来において暴力の被害者にも加害者にもならないようにするために、予防啓発を実施する。 ・市町村における配偶者暴力の支援に関する官民連携等、配偶者からの暴力に関する取組状況を調査する。
<ul style="list-style-type: none"> ・女性のチャレンジ支援 <p>今後も様々な分野における女性のチャレンジを支援するための施策の充実・強化を図っていく。</p>	予算要求	平成 21 年度で予算を廃止
	事務の改善等	必要に応じて、適時・適切な改善を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・全般 	事務の改善等	男女共同参画局では、原則として一般競争入札を導入し、契約における効率化を図っている。また、事業の執行状況を踏まえ、各種印刷物の部数の削減等、事務の効率化を図っている。引き続き、効率的な執行に努めていく。

4 有識者の意見等

ア 男女共同参画に関する普及・啓発について

立教大学教授・萩原なつ子氏より意見を伺った。(平成 21 年 6 月 3 日)

- ・全体的に多様な媒体を通して、男女共同参画に関する普及・啓発を行っており、一定の評価はできるものの、なお一層、若年層や男性の参画に視点を置いた広報・啓発活動の展開が必要と考える。

ポスター、チラシ、広報誌等の配布については、一般国民の目に触れるよう相当数を全国に配布し、広報に努めていることは伺える。広報誌については、「推進本部ニュース」と「共同参画 21」を統合し効率化を図るとともに内容等を充実したことは評価できる。

しかしながら、如何に効果的な使われ方をされているかが重要であり、この点については検討すべきものとする。また、普及・啓発にはホームページも重要な役割

を果たすものであり、誰でも分かりやすい魅力あるホームページ作りが必要と思われる。また、アクセス数を増やすための工夫も必要と思われる。

- ・男女共同参画社会づくり功労者表彰及び女性のチャレンジ賞表彰の件数については、それぞれ 12 件、8 件と妥当な数と思われる。また、平成 20 年度から、功労者表彰について、内閣官房長官表彰から内閣総理大臣表彰にしたことは、モチベーションを高める上でも評価できる。女性の活躍の促進にはロールモデルが必要であるとともに、目標ともなるので継続していくべき事業と考える。
- ・内閣府と開催地となる都道府県等の共催で開催される男女共同参画フォーラムについては、開催箇所数 3 は妥当な数と思われる。また、アンケートの肯定的な評価は 76%となっており、評価できる。なお、男性の参加者が少ないことから、男性の参加を促すような広報のあり方、プログラム内容を検討するなどの努力が求められる。また、若者の参加については、各地域の大学との連携により、フォーラムを企画・実施することが効果的と思われる。
- ・男女共同参画社会づくりに向けての全国会議については、毎年、全国から多くの参加者を得るとともに、テーマについても工夫をしていることは評価できる。また、アンケートも肯定的な割合が 70%となっている。ただし、参加者の高齢化が目立つとともに、若年層や男性の参加が少ないようなので、その参加を促進するような努力が求められる。高校生や大学生が企画した（公募提案等）プログラムを実施することも検討されたい。
- ・男女共同参画推進連携会議については、企画委員会の下に 4 つの小委員会を設置し、それぞれの活動テーマを設け活動を行ったことは評価できる。ただし、連携会議そのものの目的を明確にすることや、活性化に向けた工夫を更に検討する必要があると考える。

イ 国際交流・国際協力の促進について

男女共同参画会議において、有識者の御意見を伺った。（平成 20 年 3 月 4 日 第 28 回男女共同参画会議）

- ・男女共同参画における国際交流・協力は非常に重要な課題である。特に、アジア地域において、日本が国際的連携の核となることは、我が国の国際的な責務としてのみならず、我が国の男女共同参画を進める上でもメリットがある。
- ・東アジア大臣会合やシンポジウム等、国際交流を進め、成果をあげてきているが、今後とも、特に具体的な課題に対応した国際的なネットワークづくりを促進するなど、男女共同参画に関する国際交流を更に促進することが必要である。

ウ 男女共同参画基本計画（第 2 次）の推進について

男女共同参画会議において、有識者の御意見を伺った。（平成 20 年 3 月 4 日 第 28

回男女共同参画会議)

- ・男女共同参画の視点が取り入れにくかった分野で男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施していくために、体系的・実質的に各施策が評価できるような監視・影響調査機能を強化すべき。
- ・男性中心であった様々な分野で活躍する女性が増えてきていることは評価できる。今後は「2020年までに社会のあらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になる」よう、女性のエンパワーメントを促進するネットワークの構築支援等や、女性の参画が進んでいない分野に焦点を当てた取組を行い、女性の参画の拡大を加速する必要がある。
- ・男女共同参画の意義について男性の理解を深めるような取組を行うべき。
- ・各分野の民間団体等における男女共同参画の現状や課題等の実態把握を促進することが重要。
- ・国と地方公共団体との一層の連携強化を図るべき。

エ 女性に対する暴力の根絶に向けた取組について

男女共同参画会議において、有識者の御意見を伺った。(平成20年3月4日 第28

回男女共同参画会議)

- ・女性に対する暴力は、女性の人権に対する著しい侵害であり、その根絶は重要な課題である。しかし、女性に対する暴力に関する社会的認識は十分とはいえず、今後は、一層積極的な広報啓発等を実施する必要がある。また、中・高校生も含めた若い世代における暴力の防止・予防啓発を含めた広報啓発等が必要である。
- ・配偶者暴力に関しては、配偶者暴力防止法の改正法の成立、同法に基づく基本方針の改定等、制度面の整備が著しく進展したことが評価できる。しかし、配偶者からの暴力相談件数や保護命令発令件数は年々増加傾向にあり、関係省庁及び地方公共団体等が連携の上、改正法及び改定された基本方針に基づく被害者の保護・自立支援策の一層の充実が求められる。
- ・人身取引については、人身取引対策行動計画に則った防止策が講じられた結果、被害者数が減少傾向にあるなど一定の効果が上がっているが、被害者の支援については民間団体が大きな役割を担っており、官民の連携により、総合的に施策の推進及び被害者の保護を進めるとともに、国際的な連携を強化する必要がある。
- ・セクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法の改正により、事業主に対し従来の配慮義務ではなく雇用管理上の措置義務が課されるとともに、企業や教育の場における指導の強化が図られているが、いまだ対策を講じていない企業も見られ、相談件数も増加傾向にあることから、更なる行政指導や相談体制の整備が必要である。

オ 女性のチャレンジ支援

男女共同参画会議において、有識者の御意見を伺った。(平成 20 年 3 月 4 日 第 28 回男女共同参画会議)

- ・ これまで男性中心であった様々な分野において、活躍する女性が徐々に増えてきていることは評価できる。しかしながら、「2020 年までに、あらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になることを期待」との目標に対し、現状として女性の参画の拡大は緩やかであり、社会の様々な分野における女性の活躍は国際的にみても低い水準にとどまっている。したがって、今後は、各界トップ層への働きかけや女性のエンパワーメントを促進するネットワークの構築支援等を戦略的、効果的に進めるとともに、特に社会の中で活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野に焦点を当てた具体的、戦略的な取組を行い、女性の参画の拡大を加速する必要がある。
- ・ 科学技術分野については、基本的な計画に女性の視点を盛り込むとともに、女性研究者支援モデル育成事業、女子高生の進路選択支援等の具体的施策が推進されている。しかし、これらの取組は緒についたばかりであり、これまでに得られた成果を広く普及させるよう一層の取組が期待される。

5 参考文献及びデータ等

- ・ 女性のチャレンジ支援策について (平成 15 年 4 月 男女共同参画会議決定)
- ・ 女性のチャレンジ支援策の推進について (平成 15 年 6 月 男女共同参画推進本部決定)
- ・ 男女共同参画基本計画 (第 2 次) (平成 17 年 12 月 27 日 閣議決定)
- ・ 女性の再チャレンジ支援プラン (平成 17 年 12 月 女性の再チャレンジ支援策検討会議)
- ・ 「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」アンケート結果
- ・ 「DV 全国会議」アンケート結果
- ・ 男女共同参画基本計画 (第 2 次) フォローアップ結果についての意見 (平成 20 年 3 月 4 日 男女共同参画会議)
- ・ 広報誌、パンフレット等 (資料 1)
- ・ 広報誌「共同参画」アンケートの結果 (資料 2)
- ・ 国際会議におけるステートメント等 (資料 3)
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」リーフレット (資料 4)
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」について (平成 13 年 6 月 5 日 男女共同参画推進本部決定) (資料 5)
- ・ 平成 20 年度「女性に対する暴力をなくす運動」実施要綱 (平成 20 年 7 月 28 日 男女共同参画推進本部長決定) (資料 6)

- ・ 女性のチャレンジ賞（資料7）

（参考）達成目標の設定の考え方

達成目標		設定の考え方
アー①	「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」及び「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートの肯定的な評価の割合	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
アー②	内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
イー①	「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議等への出席回数	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
イー②	国際シンポジウム・セミナーのアンケートにおいて肯定的な評価の割合	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
ウ	男女共同参画基本計画（第2次）に盛り込まれた施策の推進状況の確認	基本計画(第2次)のフォローアップの実施により、基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。
エー①	「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」におけるアンケートにおいて「良かった」とする評価の割合	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
エー②	DV全国会議における参加者アンケートにおいて「有益だった」とする評価の割合	昨年度の同種事業（女性に対する暴力に関するシンポジウム）の実績値を踏まえて目標値を設定した。
エー③	女性に対する暴力に関するポスター等の配布箇所数	女性に対する暴力をなくす運動の趣旨（地方公共団体等と連携し、国民の意識啓発を行う。）を踏まえて設定した。
オ	社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合	男女共同参画基本計画（第2次）に掲げた当該項目の目標を設定した。
カ	女子高校生に対する理工系への進路選択支援のための啓発事業におけるアンケートの肯定的な評価の割合	昨年度当局で実施した事業（女性に対する暴力に関するシンポジウム）の実績値を踏まえて目標値を設定した。